



歴史的風致維持向上計画 の策定について

令和5年9月6日 横浜市都市美対策審議会

~目次~

1 歴史を生かしたまちづくりの状況

2 歴史的風致維持向上計画について

3 横浜市の計画策定の検討状況について

歴史を生かしたまちづくりの状況

歴史を生かしたまちづくり要綱

専門家による調査

歴史的・景観的・建造物的に 高い価値を有する

登録

特に高い価値を有する

所有者の同意を得る

「保全活用計画」を作成

認定 改修等に対する助成

◆歴史的建造物の認定、助成 等が可能

- ◆独自制度としてS63制定
- ◆文化財条例や市街地環境設 計制度等との連携

助成の種類と内容(認定歴史的建造物の場合)

助成対象事業	助成率	上限額		
調査・設計	2/3		200 万円	
外観保全	2/3	木造	1,000万円	
		非木造	6,000 万円	
耐震改修	2/3	木造	300万円	
		非木造	2,000万円	
外構保全	2/3		300 万円	
防災施設	2/3		300 万円	
維持管理	_		30 万円/年	

認定歴史的建造物等の近年推移

年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
認定累計件数(件)	96	97	98	100
ナ まル <i>ナル</i> *				
工事助成件数 (件)	4	2	1	1
助成金額(千円)	22,470	9,000	13,000	30,000

▶税制優遇措置及び国費導入を目的とした

歴史的風致維持向上計画の策定を検討

・歴史的風致維持向上計画を策定し重点区域を位置づけすることで、**区域内の建造物・事業に対する国庫補助**を受けることが可能

特に、区域内において「歴史的風致形成建造物」に指定すると、

- ・相続税の評価額30%控除
- ・修理、復元等に対する国庫補助を受けることができる
- ・地域のプレゼンスの向上

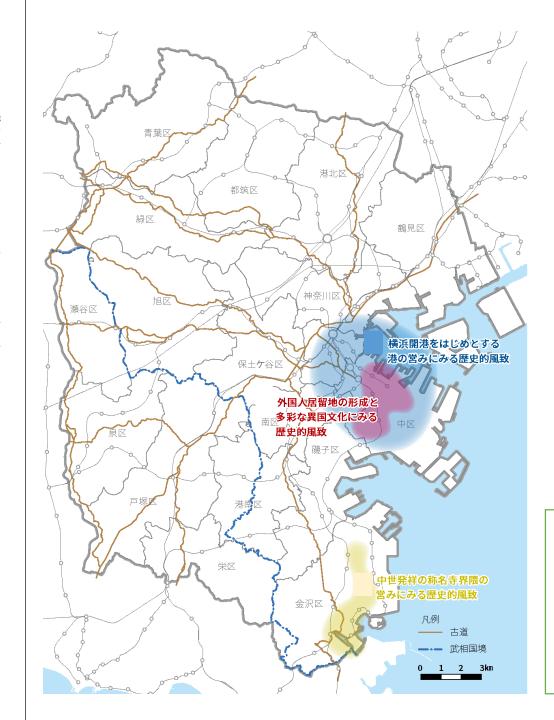
(参考) 主な支援措置の比較

			国重要文化財	国登録文化財	市指定文化財	市認定
主な	税制措置	固定 資産税	非課税	建物課税標準額 1/2	減免 ※収益事業の用に 供する部分を除く	_
支援措	化市) 指 恒	相続税	評価額 7/10控除	評価額 3/10控除	_	_
置	助成制度		助成率1/2	助成率1/2	助成率3/4	助成率2/3 ※上限金額あり

歴史的風致維持向上計画について

25

横浜市の計画策定の検討状況について



歴史的風致

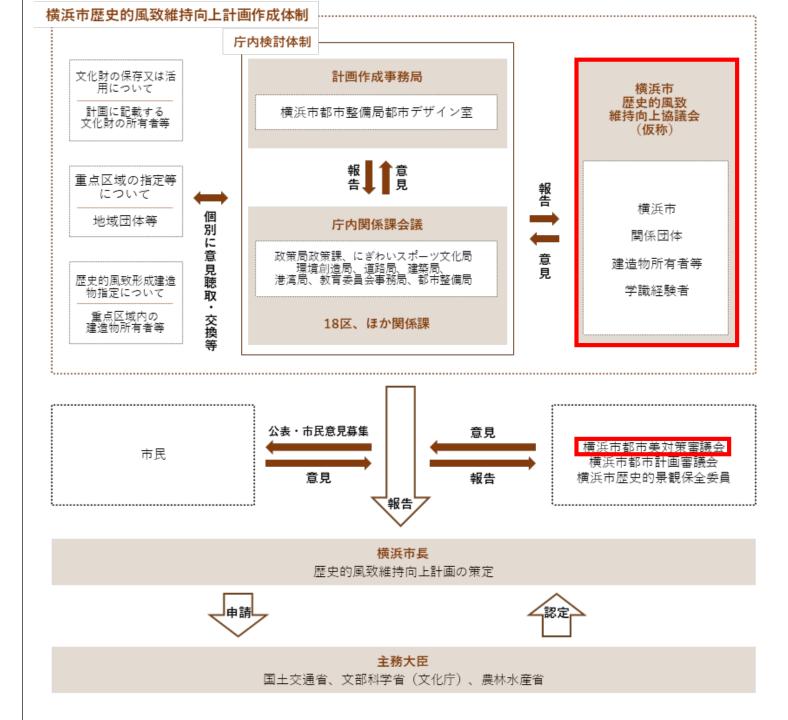
地域におけるその固有の 歴史及び伝統を反映した **人々の活動**

その活動が行われる
歴史上価値の高い建造物
及びその周辺の市街地

「活動」と「建造物とその周辺の市街地」とが 一体となって形成してきた良好な市街地環境 川 歴史的風致

現在の歴史的風致(案)

- (1)横浜開港をはじめとする港の営みにみる歴史的風致
- (2)外国人居留地の形成と多彩な異国文化にみる歴史的風致
- (3)中世発祥の称名寺界隈の営みにみる歴史的風致



- <法定協議会>
 - 計画の作成及び変更に関する協議 並びに計画の実施に係る連絡調整 を行う
- <法定協議会の今後の予定>
- ・令和5年12月 第1回協議会…素案たたき
- ・令和6年2月頃 第2回協議会…素案たたき

(都市美対策審議会への報告)

・同年5月頃 第3回協議会…素案

(市民意見募集)

・同年9月頃 第4回協議会…原案

(国への申請11月頃)